

事務 専門 問題

平成26年6月施行 職員採用試験

指示があるまで開いてはいけません。

注 意

1. 問題と解答用紙は別になっています。必ず解答用紙に解答してください。
2. 問題は5題あります。そのうち1題を選択して解答してください。
3. 解答時間は2時間30分です。
4. 解答に当たっては、解答用紙の表紙に記載された注意をよく読んでください。
5. この冊子は持ち帰ることができますが、**解答用紙は絶対に持ち帰らないで**ください。
6. 問題のページは、次のとおりです。

公 法 1 ページ～7 ページ

民 事 法 8 ページ～11 ページ

経 済 原 論 12 ページ～14 ページ

公 共 政 策 15 ページ

財 政 学 16 ページ～17 ページ

公 法

砂利採取法（以下「法」ということがある。）によれば、砂利の採取を行うためには法第3条に基づく登録（以下単に「登録」という。）を受けた上で、法第16条に基づき、個々の砂利採取場ごとに採取計画を定め、都道府県知事の認可（以下単に「認可」という。）を受けなくてはならない。

Xは、登録を受けた上で、長年にわたって砂利の採取・運搬・販売を行う事業を営んでおり、優良な砂利を含む土地が多いA県内を回って適切な事業地を探していたところ、B所有の広さ3,000m²程度の土地（以下「本件土地」という。）を発見した。本件土地は、ほとんど人通りのない広い道路が近くにある上、周辺一帯が平坦な土地であるため、土地掘さく用のブルドーザー等の大型重機の搬入や採取した砂利の搬出が容易である。また、本件土地は、柵で囲まれているだけであるが、周辺1km圏内には、人家はおろか店舗や公共施設のような人の集まる場所がなく、掘さくの際の飛砂や騒音をそれほど気にかける必要もない。これらのことから、本件土地は、Xにとって望ましい砂利採取地に思われた。そして、Xは、さらに検討した結果、今後1年間に本件土地のうち2,800m²を深さ6mにわたって掘さくし、そこから採取できる砂利を販売すれば、諸々の費用を上回って大幅な利益を挙げることができるという結論に至った。そこで、Xは、平成26年1月15日に土地所有者Bとの間で、期間を1年とする本件土地に係る砂利採取契約（以下「本件契約」という。）を締結し、本件契約に従い、Xは即日、Bに対して600万円を支払った。

ところで、A県においては、優良な砂利を含む土地が多いことから、多数の砂利採取業者が認可を受けて県内で砂利の採取を行っており、全国における認可数の半分以上をA県が占めている状況が長年にわたって続いていた。そして、採取計画には砂利採取後に掘さく跡地の埋めもどしを行う旨を定めてあるのが通常であったが（法第17条第4号参照）、いくつかの掘さく跡地においては採取計画に定められた土地の埋めもどしが行われなまま放置され、場合によっては法第23条第2項に基づいてA県知事が埋めもどしを命ずることもあった。この埋めもどし命令は、他の都道府県ではほとんど例がないにもかかわらず、A県においては毎年3～4件発せられており、A県の所管課では、埋めもどしが行われなまま掘さく跡地が放置されたことに起因する事故等が生じないよう留意していた。しかしながら平成25年11月、ある斜面地における砂利採取後の掘さく跡地で、その掘さく後も埋めもどしが行われなままの状態地盤が緩んでいたところに大雨が降った結果、土地が崩落し、斜面地の下に位置していた家屋の一部が土砂に埋もれるという事態が生じた。さらに、同年12月には、小学校

近くの砂利採取場で土地が6 m掘さくされた後も埋めもどしが行われないうままになっていた掘さく跡地に小学生が転落して大けがをするという事件が発生した。この2つの事件を受けて、A県議会でも砂利採取後の掘さく跡地の埋めもどしが議論され、平成26年1月27日、A県砂利採取計画の認可に関する条例（以下「本件条例」という。）が制定され、即日施行された。本件条例は、採取計画において砂利採取場の掘さく跡地の埋めもどしについて保証措置を定めるよう義務づけており（本件条例第6条）、具体的には本件条例を受けて制定されたA県砂利採取計画の認可に関する条例施行規則（以下「本件規則」という。）第5条において、申請者が埋めもどしを履行できない場合に、例えば申請者に代わって土地所有者が埋めもどしを行う際にかかる費用に関して金融機関に保証してもらうことが定められている（本件規則同条第1項第2号）。そして、このような保証措置が適正かどうかについて、認可をする際にA県知事が審査するものとされている（本件条例第7条第1項第3号）。なお、本件規則第5条第1項第2号に定める保証措置の対価として、認可申請者は保証を引き受ける金融機関に対し埋めもどしの費用見積額の1%程度の保証料を支払うのが通常である。

Xは、本件契約において、Xが埋めもどしを履行できなかった場合にはBがXに代わって埋めもどしを履行するという契約条項を入れようとしたが、その費用に関して金融機関からの保証が得られなかったため、Bがそのような条項を入れることに反対した結果、そのような条項のない契約となった。その後、Xは、本件規則第5条第1項第1号に定める保証を得ようとしたがこれもうまくいかず、A県所管課に相談したところ、同項第3号の保証措置も認められないという返答を受けた。そこでXは、やむをえず、本件契約に係る本件土地の採取計画（以下「本件計画」という。）には本件規則第5条に定める保証措置を定めず、また、本件規則第5条第2項の書類を添付しないまま、同月31日にA県知事に対して本件計画の認可を申請した（以下「本件申請」という。）。この本件申請に対して、本件計画は保証措置に関する項目以外はすべて要件を満たしているが保証措置が定められていないため法第19条の拒否事由が認められるという理由で、同年2月14日に不認可処分（以下「本件処分」という。）がなされた。

以上のような経緯のもと、XからA県所管課に対して、本件処分は違法だと考えているので場合によってはその取消訴訟を提起するつもりであるという通告があり、さらに、もし本件処分が適法だとするならば、本件処分によって本件土地の砂利を採取できなくなったことによる、本件契約に係るBへの支払額600万円分の損失補償を憲法第29条第3項に基づいて請求するという連絡もあった。

問

あなたは、A県の法務担当で、A県の所管課から次の3つの照会を受けたとする。後掲の【参照条文】を参考にしながら、必要があれば最高裁判所の判例も踏まえて、それぞれの照会に対する回答書を作成するつもりで解答せよ。

【照会1】 本件条例が第6条において、採取計画に保証措置を定めることを義務づけている点は砂利採取法に違反するか。

【照会2】 仮に本件条例が法令に違反しないとした場合、本件処分が違法とされる理由としてどのようなものが考えられるか。ただし、手続上の違法は除く。

【照会3】 仮に本件処分が適法だとした場合、Xからの損失補償請求は認められるか。

【参照条文】 ※条文中における「…」は出題に伴う省略を意味する。

○日本国憲法（昭和21年11月3日憲法）（抜粋）

第29条 1、2（略）

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第94条 地方公共団体は、…法律の範囲内で条例を制定することができる。

○地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）（抜粋）

第2条 1（略）

2 普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。

3～17（略）

第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。

2、3（略）

○砂利採取法（昭和43年5月30日法律第74号）（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、砂利採取業について、その事業を行なう者の登録、砂利の採取計画の認可その他の規制を行なうこと等により、砂利の採取に伴う災害を防止し、あわせて砂利採取業の健全な発達に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「砂利採取業」とは、砂利（砂及び玉石を含む。以下同じ。）の採取（洗浄を含む。以下同じ。）を行なう事業をいう。

(登録)

第3条 砂利採取業を行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

(採取計画の認可)

第16条 砂利採取業者*は、砂利の採取を行おうとするときは、当該採取に係る砂利採取場ごとに採取計画を定め、当該砂利採取場の所在地を管轄する都道府県知事…の認可を受けなければならない。

※本法における砂利採取業者とは、第3条の登録を受けた者をいう。

(採取計画に定めるべき事項)

第17条 前条の採取計画には、次の事項を定めなければならない。

- 一 砂利採取場の区域
- 二 採取をする砂利の種類及び数量並びにその採取の期間
- 三 砂利の採取の方法及び砂利の採取のための設備その他の施設に関する事項
- 四 砂利の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、経済産業省令、国土交通省令*で定める事項

※本法における経済産業省令、国土交通省令とは、それぞれ(旧)通商産業省令、(旧)建設省令を指す。

(認可の申請)

第18条 第16条の認可を受けようとする砂利採取業者は、次の事項を記載した申請書を都道府県知事…に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 登録の年月日及び登録番号
- 三 採取計画

2 前項の申請書には、砂利採取場及びその周辺の状況を示す図面その他の経済産業省令、国土交通省令で定める書類を添附しなければならない。

(認可の基準)

第19条 都道府県知事…は、第16条の認可の申請があつた場合において、当該申請に係る採取計画に基づいて行なう砂利の採取が他人に危害を及ぼし、…公共の福祉に反すると認めるときは、同条の認可をしてはならない。

(遵守義務)

第21条 第16条の認可を受けた砂利採取業者は、当該認可に係る採取計画…に従つて砂利の採取を行なわなければならない。

(緊急措置命令等)

第23条 1 (略)

2 都道府県知事…は、…第21条の規定に違反して砂利の採取を行なつた者に対し、

採取跡の埋めもどしその他砂利の採取に伴う災害の防止のための必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(認可の条件)

第31条 第16条の認可…には、条件を附することができる。

2 前項の条件は、認可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、認可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

○砂利の採取計画等に関する規則（昭和43年8月2日通商産業省・建設省令第1号） (抜粋)

(用語)

第1条 この規則において使用する用語は、砂利採取法（昭和43年法律第74号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

(認可の申請)

第3条 1 (略)

2 法第18条第2項の経済産業省令、国土交通省令で定める書類は、次のとおりとする。

一 砂利採取場の位置を示す縮尺五万分の一の地図

二 砂利採取場及びその周辺の状況を示す見取図

三～八 (略)

九 砂利採取場において土地の掘さく又は切土に係る跡地の埋めもどしを行う場合にあつては、埋めもどしのための土砂等が確保されていること又は確保される見込みが十分であることを示す書面及び当該土砂等を当該砂利採取場に運搬する経路を記載した書面

十 (略)

十一 その他参考となる事項を記載した図面又は書面

○A県砂利採取計画の認可に関する条例（平成26年1月27日A県条例第2号）(抜粋) (趣旨)

第1条 この条例は、砂利採取法（昭和43年法律第74号。以下「法」という。）第16条の規定による採取計画の認可…（…以下「認可」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(災害防止措置)

第3条 認可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に該当する場合は、当該採取計画に当該各号に応じて規則で定める災害の防止のための措置を定めなければならない。

- 一 採取場の近隣に人家、教育施設、社会福祉施設、医療施設その他これらに類するものがある場合
- 二 採取場の近隣に飲用水、農業用水等に利用する井戸がある場合
- 三 前2号に掲げるもののほか、知事が災害の防止のための措置を講ずる必要があると認める場合

(埋めもどし)

第5条 申請者は、災害の防止を図るため、当該採取計画に埋めもどし（砂利の採取により生じた掘さくの跡地…を埋めもどすことをいう。以下同じ。）を行うこと及びその方法について定めなければならない。

(保証措置)

第6条 申請者は、知事が災害の防止上必要と認める場合は、当該採取計画に前条に定める埋めもどしに係る保証措置（当該認可を受けた者が埋めもどしを行うことができない場合に、埋めもどしが確実になされるよう当該者が講ずべき措置をいう。以下同じ。）として規則で定めるものを定めなければならない。

(採取計画の認可)

第7条 知事は、法第19条に規定する認可の基準の適用に当たっては、特に当該採取計画に定める次に掲げる事項が適正かどうかを審査しなければならない。

- 一 第3条に規定する規則で定める災害の防止のための措置
- 二 第5条に規定する埋めもどしの方法
- 三 前条に規定する規則で定める保証措置

2、3 (略)

○A県砂利採取計画の認可に関する条例施行規則（平成26年1月28日A県規則第3号）（抜粋）

(趣旨)

第1条 この規則は、A県砂利採取計画の認可に関する条例（平成26年A県条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(埋めもどし)

第4条 申請者（許可を受けようとする者をいう。以下同じ。）は、認可申請書（砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条に定める認可に係る申請書をいう。以下同じ。）には、砂利の採取計画等に関する規則（昭和43年通商産業省・建設省令第1号。以下「省令」という。）第3条第2項第9号に掲げる書面として次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 埋めもどし土量計算書
- 二 埋めもどし作業工程表

三 埋めもどしに使用する機械設備等の能力を確認できる書類
(保証措置)

第5条 条例第6条に規定する規則で定める保証措置は、次の各号に掲げるいずれかの保証措置とする。

一 中小企業団体の組織に関する法律…第3条第1項第8号に掲げる商工組合であるA県砂利工業組合による保証（申請者が埋めもどしを履行できない場合にA県砂利工業組合が申請者に代わって埋めもどしを行うことをいう。）

二 金融機関による保証（申請者が埋めもどしを履行できない場合において、土地の所有者…が、申請者との契約に基づき申請者に代わって埋めもどしを行うときに、申請者が土地の所有者に対して負う当該埋めもどしに係る債務について金融機関が保証していることをいう。）

三 前2号に類する保証措置で知事が適正と認める保証措置

2 申請者は、認可申請書には、省令第3条第2項第11号に掲げる書面として、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 前項第1号に掲げる保証措置を講じた場合は、A県砂利工業組合の保証書

二 前項第2号に掲げる保証措置を講じた場合は、申請者と土地の所有者との間で締結した埋めもどし契約書等の写し、金融機関の保証書の写し及び土地の所有者が申請者に代わって埋めもどしを履行する旨の知事に対する誓約書

三 前項第3号に掲げる保証措置を講じた場合は、埋めもどしが確実に保証されていることを証する書類

民事法

次の〔問1〕及び〔問2〕に解答せよ。

〔問1〕

以下の【事実】を前提として、(小問1)及び(小問2)に解答せよ。なお、各小問については、それぞれ独立した問題として、他の小問を前提とせず解答せよ。

【事実】

- 1 A社は、国産のブドウのみでワインを醸造し販売する会社であり、Bは、A社の従業員である。Cは、東京で30店ほどのワインバーを経営する個人である。
- 2 Cは、自己の経営するワインバーで国産ワインをアピールするため、平成25年12月14日、A社に対し、国産のブドウのみで製造されたワインを合計1,000本仕入れたいと申し入れた。その後、CがA社を訪れて各種のワインの試飲を行い、また、価格等についてA社との間で交渉が行われた結果、A社が、Cに対し、銘柄「甲」500本及び銘柄「乙」500本を代金370万円で販売することで交渉がまとまった。
- 3 A社は、平成26年1月15日、Cとの間で、上記交渉で決まった銘柄「甲」500本及び銘柄「乙」500本、合計1,000本（以下「本件ワイン」という。）を代金370万円でA社がCに売却する旨の契約（以下「本件契約」という。）を締結した。その際、本件契約において、A社はCの経営するワインバーの本店（以下「C本店」という。）に同年2月14日午後2時までに本件ワインを納入すること、及び、Cは同年2月17日に上記代金をA社に支払うことも併せて合意された。
- 4 A社は、平成26年2月14日、Bに対し、C本店に本件ワインを納入することを命じた。Bは、その指示に従い、本件ワインを配送用トラック（以下「本件トラック」という。）の荷台に積み込み、本件トラックを運転して同日午後1時過ぎにC本店に到着した。そして、Bは、Cに対し、「購入していただいたワインを納入しますが、どこへ下ろしたらよいでしょうか。」と尋ねたところ、Cは、「お宅のワインの味は当店のコンセプトに合わないので、受け取ることはできない。このまま持ち帰っていただきたい。」と回答した。これに驚いたBはCを何とか説得しようと試みたが、Cは本件ワインを受け取ることを断固として拒否した。BとCとの間で1時間ほど押し問答が続いた後、Cの説得を諦めたBは、Cに対し、「今日のところは仕方がないので、ワインは持ち帰りますが、いずれA社より厳しい対応を取らせていただくことになるかと思えます。」と述べて、本件ワインを本件トラックの荷台に積んだま

ま、本件トラックを運転してA社への帰路についた。

- 5 上記4においてBが納入しようとした本件ワインは、上記2の交渉及び本件契約に従ったものである。また、上記4においてCが本件ワインの受取を拒否したのは、Cの経営するワインバーの売上げが低迷し、平成26年2月上旬頃にはCの経営状況がかなり悪化していたため、上記代金370万円の資金を調達するのが困難であることが原因であった。

(小問1)

Bが本件トラックを運転してA社へ戻る途中、Dの運転するトラックが反対車線から侵入し、本件トラックの側面に衝突した。この事故により、本件トラックの荷台に積んでいた本件ワインのボトルが破損し、本件ワインはすべて商品として売り物にならない状態になった。この事故の原因はもっぱらDの運転ミスにあり、Bに過失はなかった。

この場合において、A社はCに対し、また、CはA社に対し、それぞれどのような請求をすることができるか検討せよ。

(小問2)

Bは、本件トラックを運転してA社へ戻る途中、居眠り運転により本件トラックをガードレールに接触させる事故を起こした。この事故により、本件トラックの荷台に積んでいた本件ワインのうち半分程度のボトルが破損し、これらは商品として売り物にならない状態になった。Bは、以前にも同様の事故を起こしており、今回の事故をA社に知られると、売り物にならないワインの価格分を弁償させられるばかりでなく、A社を解雇されるのではないかと恐れた。気が動転したBは、Cが本件ワインをすべて受け取ったように偽装することを思い付き、本件トラックを運転して山間部まで行き、周囲に人家のない丙土地（現況は畑として使われている。）の上に、丙土地の所有者Eには無断で、ボトルの破損したものも含めて本件ワインをすべて投棄した。現在、丙土地には本件ワインのボトルが散乱しており、また、Bの上記投棄によって、丙土地でEが栽培している野菜（その価値は10万円程度である。）が枯れる事態が生じている。

この場合において、Eは、誰に対し、どのような請求をすることができるか検討せよ。

[問2]

以下の【事例】を前提として、(小問1)及び(小問2)について、訴訟法上の問題に絞って解答せよ。なお、各小問については、それぞれ独立した問題として、他の小問を前提とせず解答せよ。

【事例】

Y社は、平成10年に設立された各種モーターの製造・販売を業とする株式会社である。設立当初は従業員10人足らずの零細企業で、本社も借地上に建設した平屋の工場に事務所が併設されている状況であった。しかし、製造技術の高さが評価され、大手の電気製品メーカーとの製品供給契約を締結するなど、順調に業績を伸ばし、平成18年には本社工場の敷地を買い取り、敷地内に工場とは別棟の事務棟を建設するとともに、さらに平成23年には、本社工場が手狭になったため、近隣に第二工場を建設すべく土地を取得した。その上で、平成23年10月に、X建設との間で、第二工場の建設工事について、工事代金を1億円、竣功・引渡しを翌平成24年10月とする建築請負契約(以下「本件請負契約」という。)を締結した。なお、工事代金については、契約時に前払金として3,000万円を支払い、残額については、出来高に応じて支払うこととされていた。

平成24年10月に第二工場は予定どおり完成し、Y社に引き渡されたが、引渡しを受けた直後に床面において亀裂が発見されたことから、Y社において点検をしたところ、床面に指定していた高強度コンクリートが用いられず、Y社に無断で強度の乏しい素材が用いられていた上に、埋込配線においてY社が指示していたケーブルが埋め込まれていないなど、複数箇所^{かし}に及ぶ瑕疵があり、その修補に要する費用は相当額に及ぶものと見込まれた。そのため、Y社は工事残代金の支払を拒絶し、X建設との間で瑕疵の処理について交渉を試みた。しかし、X建設は、Y社が瑕疵として主張する床面素材やケーブルについては、そもそも指示が明確になされておらず、X建設としては、契約内容及び工事仕様書に従って工事を完成させたと主張し、瑕疵の修補ないし損害賠償金の支払に応じようとせず、逆に、工事残代金の支払を強く求めてきた。その後、数度にわたり交渉を重ねたが、結局交渉はまとまらず、平成25年2月にX建設がY社を被告として、工事残代金1,000万円の支払を求めて訴えを提起した。

これに対して、Y社は、工事残代金については、工事期間中に出来高に応じて6,200万円を支払っており、残額は800万円であるとして残代金額について争うとともに、建築工事に瑕疵があり、瑕疵修補に代わる損害賠償債権1,000万円が発生しているため、これを反対債権として対当額で相殺する旨の抗弁を提出した。

Y社の主張に対し、X建設は、工事期間中に6,200万円が支払われたことは認めたが、うち200万円については、Y社の依頼による追加工事の代金として受領したもので

あり、本件請負契約の工事残代金額は1,000万円であると主張するとともに、工事に瑕疵は存在しないとして、Y社が相殺の自働債権として主張する、瑕疵修補に代わる損害賠償債権1,000万円の発生を争った。

(小問1)

裁判所は、審理の結果、工事期間中にY社からX建設に6,200万円が支払われたことを前提に、うち200万円はY社の依頼による追加工事の代金として支払われたものであるとのX建設の主張を認め、本件請負契約の工事残代金額は1,000万円と認定した。他方、Y社が主張する瑕疵修補に代わる損害賠償債権については、その額を600万円と認定し、その限度で相殺の抗弁を認め、Y社に対して400万円の支払を命ずる判決をし、そのまま確定したとする(以下「前訴①判決」という。)

ところが、その後において、Y社が第二工場の瑕疵について精査したところ、第二工場の建設工事には、多数の瑕疵が存在することが改めて確認され、工場として使用するための修補に要する費用は、前訴においてY社が主張したとおり、1,000万円と見積もられることが判明した。そこでY社は、前訴①判決の既判力は、相殺をもって実際に対抗することが認められた600万円の範囲で生ずるに留まり、相殺の抗弁が認められなかった400万円部分については、既判力を生ずるものではないと主張し、改めてX建設に対して、差額部分の400万円の支払を求めて訴えを提起したとする。このようなY社の主張の是非について、訴訟法上の観点から検討せよ。

(小問2)

裁判所は、審理の結果、工事期間中にY社からX建設に6,200万円が支払われたことを前提に、うち200万円はY社の依頼による追加工事の代金として支払われたものであるとのX建設の主張を排斥し、本件請負契約の工事残代金額は800万円と認定した。他方、Y社が主張する瑕疵修補に代わる損害賠償債権については、Y社の主張どおり1,000万円と認定し、相殺の抗弁を認めて、X建設の請求を棄却する判決をし、そのまま確定したとする(以下「前訴②判決」という。)

ところが、その後において、Y社が第二工場の瑕疵について精査したところ、第二工場の建設工事には、前訴において主張したほかにも深刻な瑕疵が存在することが確認され、工場として使用するための修補に要する費用は、前訴においてY社が主張した額(1,000万円)を上回る1,500万円と見積もられることが判明した。そこでY社は、前訴②判決で認定された工事残代金額(800万円)を超過する700万円部分の支払を求めて訴えを提起しようと考えている。これに当たり、Y社としてはどのような主張をすべきか、想定されるX建設からの主張に言及しつつ、訴訟法上の観点から検討せよ。

経済原論

次の I ~ IV のすべてに答えなさい。

I 次のような経済成長モデルを考える。

$$Y(t) = C(t) + S(t)$$

$$Y(t) = C(t) + I(t)$$

$$\dot{K}(t) = Y(t) - C(t) - \delta K(t)$$

$$S(t) = sY(t)$$

$$\dot{L}(t) = nL(t)$$

ここで、 t は時間、 Y は国民所得、 C は消費、 S は貯蓄、 I は投資、 K は資本、 L は労働を表す。また、 δ 、 s 及び n は所与の定数で、それぞれ $0 < \delta < 1$ 、 $0 < s < 1$ 、 $0 < n$ を満たす。変数の上に付いているドット記号は、その変数の時間に関する微分を表す。

このとき、以下の問いに答えなさい。ただし、計算の過程も示すこと。

(1) 生産関数が以下のように与えられている。

$$Y(t) = \left[\gamma (A_K K(t))^{\frac{\sigma-1}{\sigma}} + (1-\gamma) (A_L L(t))^{\frac{\sigma-1}{\sigma}} \right]^{\frac{\sigma}{\sigma-1}}$$

この生産関数が一次同次であることを示しなさい。ただし、 γ 、 A_K 、 A_L 及び σ は所与の定数で、それぞれ $\gamma > 0$ 、 $A_K > 0$ 、 $A_L > 0$ 、 $\sigma > 0$ を満たす。

(2) 労働者一人当たりの資本量 $k(t) (\equiv \frac{K(t)}{L(t)})$ の成長率 $\frac{\dot{k}(t)}{k(t)}$ を表す方程式を求めなさい。

(3) $\sigma > 1$ と仮定する。 $A_K \gamma^{\frac{\sigma}{\sigma-1}} < \frac{\delta+n}{s}$ のとき、この経済が $0 < k < \infty$ の領域で

$\frac{\dot{k}(t)}{k(t)} = 0$ となるような均衡をもち、その均衡が大域的安定性をもつことを示しな

さい。適宜図を使ってもよい。

(4) $\sigma < 1$ と仮定する。 $A_K \gamma^{\frac{\sigma}{\sigma-1}} \leq \frac{\delta+n}{s}$ のとき、この経済が長期的に $k = 0$ となるよ

うな定常状態に到達することを示しなさい。適宜図を使ってもよい。また、その経済学的含意を 3 行以内で答えなさい。

II 2期間のみ続く経済で、代表的個人モデルを考える。

代表的個人の効用関数は、

$$U = \ln C_1 + \beta \ln C_2, \quad \beta > 0$$

と表され、効用最大化行動を行っている。ただし、 C_1 、 C_2 はそれぞれ第1期、第2期の消費、 $\ln C_i (i=1,2)$ は、 C_i の自然対数である。国内には貯蓄手段はないが、利子率 $r (> 0)$ で自由に海外と資産の取引ができる。この代表的個人は、初期資産を保有せず、生産活動も行っていないが、第1期に Y_1 、第2期に Y_2 だけの所得が与えられる。

このとき、以下の問いに答えなさい。ただし、計算の過程も示すこと。

- (1) 第1期の消費 C_1 及び第2期の消費 C_2 を、 Y_1 、 Y_2 、 r 及び β で表しなさい。
- (2) 第1期に正の対外資産を蓄積する条件を、 Y_1 、 Y_2 、 r 及び β で表しなさい。
- (3) (1)で求めた各期の消費を利用して生涯効用を求め、利子率 r が上昇したときに生涯効用が高まる条件が、(2)で求めた条件と等しいことを示しなさい。また、その経済学的含意を2行以内で答えなさい。
- (4) いま政府が、第1期に T_1 、第2期に T_2 の一括税を徴収しているとする。税収は、例えば、海外援助などに使われ、国内経済に還元されないものとする。 T_1 及び T_2 の増加が第1期の対外資産へ与える影響について、「消費平準化 (consumption smoothing)」という言葉を用いて説明しなさい。

III 次のような公共財の自発的支払メカニズムを考える。

家計 $i (i=1, 2)$ は、初めに $w_i (> 0)$ 単位の私的財を持ち、予算制約 $x_i + cg_i = w_i$ と公共財の総供給量 $G = g_i + g_j (i, j=1, 2, i \neq j)$ の下で、他の家計 j による公共財の総供給量 $g_j (\geq 0)$ を所与として、効用関数 $u_i = x_i + a_i \ln G (0 < a_1 < a_2)$ を最大化するように、自分による公共財の供給量 $g_i (\geq 0)$ と私的財の需要量 x_i を選ぶ。ここで、 $\ln G$ は G の自然対数を表す。また、 w_i 、 $c (> 0)$ 、 a_i は定数と仮定する。

このとき、以下の問いに答えなさい。ただし、計算の過程も示すこと。

- (1) 家計 i による公共財の供給量に関する反応関数 $g_i = r_i(g_j)$ を導きなさい。ただし、ここでは、 $g_i > 0$ を仮定してよい。
- (2) 実際には、非負制約家計 $g_j (\geq 0)$ を考慮しなければならないので、(1)の反応関数は、より正確には、 $g_i = R_i(g_j) = \max\{r_i(g_j), 0\}$ のように表される。ここで、 $\max\{r_i(g_j), 0\}$ は、 $r_i(g_j)$ と0のうち、最も大きな値を表す。ナッシュ均衡における各家計による公共財の供給量 g_1^N 、 g_2^N と公共財の総供給量 G^N を求めなさい。
- (3) 社会計画者の立場に立ち、効用の総和 $u_1 + u_2$ を最大化する公共財の総供給量 G^E を求めなさい。

(4) 次のようなリンダール・メカニズムを考える。

政府は、各家計の予算制約を $x_i + p_i G = w_i$ に変えさせた上で、各家計に特殊な公共財の「価格」 p_i を所与として公共財への需要量 G を表明させる。政府は、各家計の公共財への需要関数と政府自身の予算制約 $cG = p_1 G + p_2 G$ の下で、 G 、 p_1 及び p_2 を決める。

このとき、リンダール均衡における G^L 、 p_1^L 及び p_2^L を求めなさい。

(5) G^N 、 G^E 、 G^L の大小関係を不等号又は等号で比較し、(1)、(2)における自発的支払メカニズムと(4)におけるリンダール・メカニズムそれぞれにおける公共財の供給量を効率性の観点から評価しなさい。ただし、「最適」、「過小」又は「過大」のいずれかの言葉を用いること。

IV 次のような寡占モデルを考える。

企業 i ($= 1, 2, \dots, N$) は、費用関数 $C(y_i) = 2y_i + 1$ と逆需要関数 $p(Y) = 10 - Y$; $Y = \sum_{j=1}^N y_j = y_i + \sum_{j \neq i} y_j$ の下で、他の企業 j の供給量 y_j を所与として、利潤 $\pi = p(Y)y_i - C(y_i)$ を最大化するように、自分の供給量 y_i を選ぶ。

このとき、以下の問いに答えなさい。ただし、計算の過程も示すこと。

(1) クールノー均衡における y_i を、企業数 N だけの関数 $y_i(N)$ として表しなさい。

(2) クールノー均衡における Y 、 p 及び π を、それぞれ企業数 N だけの関数 $Y(N)$ 、 $p(N)$ 及び $\pi_i(N)$ として表しなさい。

(3) 各企業がクールノー競争を行う前に、自由参入（退出）が行われる段階を考える。自由参入均衡における企業数 N^* を求めなさい。

(4) 総余剰 $W = \int_0^Y (10 - Z) dZ - \sum_{i=1}^N (2y_i + 1)$ が、 $W(N) = \frac{32N(N+2)}{(N+1)^2} - N$ のように

表されることを証明しなさい。

(5) $W(N)$ を最大化する企業数 N^E を求め、(3)の自由参入均衡における企業数 N^* を効率化の観点から評価しなさい。ただし、「最適」、「過小」又は「過大」のいずれかの言葉を用いること。

公共政策

自治体行政は、これまで地域住民の協力を得ながら施策を推進してきたが、近年は、民生委員や消防団員、さらには、自治会及び町内会の役員のなり手が減少するなど、地域住民の協力が得られにくい状況になっている。

また、こうした旧来型の住民協力に加え、ボランティア、NPOまたは民間事業者などによる、新しい形の協力も強く求められる状況になっている。

このような状況を踏まえ、次の(1)～(3)に答えよ。

- (1) 旧来型の住民協力が得られにくくなった状況及び新しい形の協力が強く求められる状況は、どうして生じたものであるか、それぞれ、その理由を明らかにせよ。
- (2) こうした状況の中で、自治体において、現状行われている施策について説明せよ。
- (3) 現状行われている施策以外の対策案を3つ提示し、現状行われている施策及び3つの対策案について、それぞれ、その有効性を左右する要因をあげ、長所及び短所を明らかにして比較検討せよ。

財政学

社会保障制度に関する次のⅠ～Ⅲのすべての問いに答えなさい。

Ⅰ 社会保障の重要な仕組みの一つである公的年金は、私たちが直面するリスクに備えるための社会保険の一つと考えられている。

(1) 年金保険とは、どのようなリスクへの備えと考えられるか。退職後の生活のための貯蓄との違いに言及しながら、説明しなさい。

(2) 年金保険が多くの国で強制加入の公的年金として提供されている理由について、「市場の失敗」の問題と関連づけながら説明しなさい。なお、「市場の失敗」の問題はいくつかある。少なくとも2つの特に重要と考えられる問題と関連づけながら、公的年金の必要性を説得的に説明すること。

Ⅱ 社会保障の重要な仕組みの一つである生活保護制度では、近年、被保護世帯及び歳出規模の顕著な拡大がみられる。

※ この問題は、著作権の関係により、掲載できません。

出典：国立社会保障・人口問題研究所「世帯類型別被保護世帯数及び世帯保護率の年次推移」より作成

(1) 上図にみられるように、近年の被保護世帯数の拡大の最大の理由は、生活保護を受ける高齢者世帯の増加である。また、高齢者世帯の世帯保護率も増加している。生活保護を受ける高齢者の割合が増加している原因を述べ、どのような対応を行うことが望ましいのかについて論じなさい。

(2) 現在、生活保護受給者の中には就労可能な人々もいるが、現行の生活保護制度は、就労意欲を失わせる構造を持っているといわれている。その構造を、図を用いて分かりやすく説明した上で、就労意欲を高めるような制度改革のあり方について論じなさい。

Ⅲ 人々に社会保障を提供する主体として、「国」、「都道府県」及び「区市町村」の3つのレベルの政府を想定し、その望ましい役割分担のあり方について考えてみることは重要である。以下の(1)～(4)の社会保障制度のそれぞれについて、現在の役割分担のあり方について説明した上で、現在起こっている問題を取り上げ、今後の望ましい役割分担のあり方について論じなさい。

- (1) 年金
- (2) 医療
- (3) 介護
- (4) 生活保護

